

建設業関係団体の長 様

長崎県土木部長



建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて(通知)

標記について、25 監第 321 号により通知しておりましたが、建設業法施行令の改正により配置技術者の金額要件の変更がありましたので、建設工事に配置される主任技術者の取扱いについて、改めてお知らせいたします。

については、施工管理のより一層の徹底に努められるよう、引き続きご指導方よろしく申し上げます。

記

【主任技術者の兼務に係る取扱い】

個人住宅を除くほとんどの建設工事では、請負代金が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事に係る監理技術者又は主任技術者は、その工事現場に専任しなければなりません。

ただし、密接な関係のある建設工事を近接した場所等において施工する場合については、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる（建設業法施行令第 27 条第 2 項）とされておりますが、その取扱いについて、以下のように定められております。

なお、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、そのうち総額で 4,000 万円（建築一式工事の場合は、6,000 万円）以上を下請契約して施工する場合に配置する監理技術者については、当該規定は適用されないことに留意ください。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事 ※

かつ

工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合

※ 2 つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事。

相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事。

この場合において、同一の専任の主任技術者が管理することができます。工事の数は、原則 2 件程度とします。適用にあたっては、従来どおり個々の工事において難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、安全や品質確保等適正な施工について発注者が適切に判断することが必要です。

参照条文

建設業法施行令

(昭和三十一年八月二十九日政令第二百七十三号)

最終改正：平成二八年四月六日政令第一九二号

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条 法第二十六条第三項 の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が三千五百万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、七千万円)以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法 (昭和四十七年法律第百五号) 第五条第二項第二号 に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第五号 に規定する電気通信事業者 (同法第九条第一号 に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。) が同条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号) 第二条第二十三号 に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号 に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号 に規定する放送の用に供する施設 (鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。)

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第二条第一項 に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第四項 に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舍又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。